

○建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき
地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

(平成十八年一月二十五日)

(国土交通省告示第百八十五号)

改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇六一号

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第八条第三項第一号の規定に基づき、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準

建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千九十号は、廃止する。

附 則 （平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇六一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年十一月二十五日）から施行する。